

**鳥取県告示第799号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、西部総合事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成24年12月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域 米子市宗像
- 3 終了年月日 平成24年11月21日